

新型コロナウイルス感染症の院内感染（クラスター）事案の発生について  
（地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 第1報）

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターの1つの入院病棟において、入院患者3人、職員9人の感染が判明しました。

感染状況及び調査結果から、当該入院病棟において院内感染（クラスター）が発生したと判断しました。

1 発生場所

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター  
（所在地 奈良市七条西町2丁目897-5）

2 感染者の概要（合計12人）

(1) 経緯

8月13日、病院内の1つの入院病棟に勤務する職員2人が咽頭痛を認め、検査を行ったところ感染が判明しました。当該入院病棟に関係する入院患者及び職員を対象に検査を行った結果、入院患者3人及び職員9人（初発感染者を含む）の計12人の感染を確認しました。

(2) 感染者（計12人）

ア 入院患者3人（市内2人、市外1人）

【内訳】性別：男性2人、女性1人  
年代：80代3人

イ 職員9人（市内5人、市外4人）

【内訳】性別：女性9人  
職種：看護職員9人  
年代：20代6人、30代1人、40代1人、50代1人

3 病院の対応

・ 8月14日～

- ・ 当該入院病棟の消毒を実施。
- ・ 当該入院病棟の入院患者及び職員に検査を実施。
- ・ 感染予防策の強化、徹底。
- ・ 当該入院病棟の新規入院を休止。

4 市の対応

逐次聞き取り調査を行い、感染状況及びその対応策を協議しました。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、特段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。